

教職課程

1 教職課程とは

教職課程とは、「教育職員免許法」および「教育職員免許法施行規則」等に基づいて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育職員免許状を取得するために必要な科目・単位を修得させることを目的として、文部科学省の認定を受けて設置されたものです。

2 本学の教員養成の理念と到達目標（教員像）について

石巻専修大学は、学校法人専修大学の建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を継承し、「諸科学の研究を通して、地域及び国際社会の発展に寄与するとともに、高度の専門知識と豊かな教養を身につけた有意な人材を育成すること」を、その教育目的としています。また、学校法人専修大学は、建学の精神をより時代に合わせた形で捉え直し、「社会知性の開発」を21世紀ビジョンとして掲げ、「社会知性の開発」を「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題に取り組んでいける能力の開発」と定義しています。

このようなことから、本学における教員養成に対する理念は、大学の建学精神、教育目的、21世紀ビジョン、さらには東日本大震災を踏まえて、以下の三つとしています。

- ①確かな専門性と共に豊かな教養を身につけた人材の養成
- ②深い人間理解と倫理観を有した人材の養成
- ③主体的に社会の諸問題に取り組む能力を身につけ、地域社会の復興・再生に貢献できる人材の養成

また、当該理念を具体化した本学の教員養成課程の到達目標（教員像）は、次のとおりです。

〈基礎的・共通的な面〉

- ①情報処理と数量的スキル、外国語及び日本語による語学運用能力を習得している。
- ②社会・地域貢献への積極的な態度及び人間や社会と自然に関する知識を身につけている。
- ③自己管理能力や倫理観、協調性、統率力等の態度と問題解決能力を身につけている。

〈専門的な面〉

- ①教育学の学問体系の理解と教育学研究の方法論、自ら学び続ける姿勢を身につけている。
- ②教育全般の理論・制度・方法・内容の理解と理論を実践に応用する能力を習得している。
- ③教育の本質や対象の理解と人格形成・発達支援・相談援助に関する知識を習得している。
- ④教育的な題材の調査及び分析並びに考察とその結果や結論を発表する能力を有している。
- ⑤それぞれの専門分野の教育に必要な知識・技能を習得している。

3 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して教育職員免許状の交付が受けられても、地方自治体や各私立学校が行う教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。近年の公立学校の教員採用人数については、たいへん厳しいものがあります。

教職課程履修にあたっては、適性と将来の計画についてよく考え、教員になろうとする強い意志と努力が必要であり、実際に教職につくことを志望する人のみが履修するようにしてください。

教育職員免許状を単に資格のひとつとしてとらえることは、教育の軽視であり、教育実習校・生徒たちや介護等体験先に多大な迷惑をかける結果となります。

加えて、教職課程必修科目の履修が、時間割の制約のため、卒業に必要な科目の選択を狭めることにもなります。

4 免許状の種類および教科

本学で取得できる教育職員免許状の種類および教科

学部	学科	教育職員免許状の種類	免許教科
理工学部	生物科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情報電子工学科	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	工業 情報
経営学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	商業 情報
人間学部	人間文化学科 ※	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
	人間教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	

備考：※教職課程における、英語教員養成のための英語教育コースのみ

5 免許状取得のための基礎資格等

教育職員免許状は、基礎資格（学士の学位を有すること）を有し、下表のとおり最低必要単位数を修得した者に対して、都道府県の教育委員会が授与する。なお、教育職員免許法（以下「免許法」という。）上の最低修得単位数と本学で実際に修得しなければならない単位数は異なるので、履修に当たっては十分に注意すること。

教育職員免許法別表第1関係（最低必要単位数）

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする教育職員免許法上の最低修得単位数						
			教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
			日本国憲法	体育科目	外国語コミュニケーション	情報機器の操作			
幼稚園教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	6	35	10
小学校教諭							8	41	10
中学校教諭							20	31	8
高等学校教諭							20	23	16

備考：具体的な履修については、後に掲げるそれぞれの頁を参照すること。

6 教職課程の諸手続きと主な行事日程

1) 教職課程の履修料等

- まず教職課程を履修する者は、履修初年度に、①教職課程履修料として25,000円を納金しなければならない。この他教職関係の主な費用としては、以下のようなものが挙げられる。
- ②地学実験履修料（理科の教員免許状を取得予定の者が対象で履修料は13,000円。履修登録年次に納金）
 - ③教育実習料（教育実習校への謝礼費として1週間当たり5,000円～7,000円。実施年度に納金）
 - ④教員免許状申請料（県への免許状申請料として1件につき3,300円。4年次納金）
 - ⑤介護等体験関係費用（小学校及び中学校の教員免許状取得予定者が対象で、介護等体験先への実費が必要）

2) 履修および納金手続き

教職課程の履修を希望する者は、4月上旬の教職課程ガイダンスで履修上の注意、納金の手続き等について指示するので、必ず出席すること。地学実験履修料、教育実習料等については教職課程ガイダンス、あるいは掲示等により連絡する。日時・場所等の急な変更もあるので、教職課程の掲示を常に見る習慣をつけること。

3) 教職課程年間行事日程

実施時期	行事内容	対象年次
4月4日	入学式	1年次
4月上旬	教職課程ガイダンス	1～4年次
4月上旬～3月	教育実習事前・事後指導	3年次(幼・小)、4年次(中・高)
4月上旬	介護等体験予定者事前指導	2年次
4月中旬	教職科目等の履修届	1～4年次
4月中旬～7月下旬	教育実習校受入れ依頼	2年次(幼・小)、3年次(中・高)
5月上旬～10月下旬	教育実習	3年次(幼・小)、4年次(中・高)
7月上旬	教職採用試験(1次)	4年次
9月～10月	教職採用試験(2次)	4年次
12月上旬	教育職員免許状一括申請ガイダンス	4年次
1月下旬	介護等体験申込ガイダンス	1年次
3月20日	学位記授与式(教育職員免許状交付)	4年次

7 介護等体験

平成10年度入学者より小学校および中学校の教員免許状を取得しようとする者は、介護等の体験(介護実習)を行う必要があります。本学では、理工学部生物科学科及び人間学部人間文化学科の中学校教員免許状取得予定者と、人間学部人間教育学科の小学校教員免許状取得予定者が対象となります。本学での介護実習は、原則として2年次に行いますが、詳細は4月上旬の教職課程ガイダンス等で説明します。

①介護等の体験内容

「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流の体験」を介護等の体験といいますが、具体的にどんなことをするかは介護実習事前指導等で説明します。

②介護等の体験期間

教員免許状の取得要件としての介護等の体験の期間は7日間で、社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間実施することとなります。具体的には別途規定(文部省令第40号)されています。

③その他

- ・宮城県内における介護は、原則として大学が窓口となって時期、受入施設等を調整します。
- ・受入施設によっては必要経費を徴収することがあります。(宮城県社会福祉施設等は2,000円/1日)
- ・介護体験活動中の事故への補償については、財団法人内外学生センターが新たに設けた保険制度に大学として加入します。

8 履修カルテ

平成22年度以降の入学者が教職課程を履修するときは、「履修カルテ」を作成し、卒業まで使用する必要があります。「履修カルテ」には、教育職員免許法施行規則に定められた「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」等の履修履歴や、教員に必要なとされる資質についての自己評価などが記入できるようになっています。

カルテの作成を通じて、教職課程の履修を始めてから「教職実践演習(4年次後期)」の授業を受けるまでの間に、自分が教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要かを考える手がかりにしてください。詳細については、別途、ガイダンスや授業で指導します。

9 教職課程の履修

人間学部の学生が教員免許状を取得するには、最初に「第6条の6に定める科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」などの教職課程に関連する科目が、どのようなカリキュラム構成になっているのかを、具体的に知る必要があります。

以下に、教員免許状を取得するためのカリキュラムや教職課程の科目対応表を免許ごとに掲載しますので、実際に教員免許状の取得を目指す場合は、これらの表を十分確認のうえ履修するようにしてください。

教職課程の科目対応表 [中学校教諭一種免許状(英語)・高等学校教諭一種免許状(英語)]

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目		配当 年次	備考	
科目	授業科目名	単位数				
		必修	選択			
教職員免許法 施行規則 第66条の6 に定める科目	日本国憲法	法と人権	2		1・2 後	
	体育	健康科学と身体運動	2		1・2 前	
	外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションA	2		1・2 前	
		英語コミュニケーションB	2		1・2 後	
情報リテラシー	情報活用法Ⅰまたは情報活用法Ⅱ		2	1前または1後	2単位以上修得	
教職に 関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概論(中等)	2		2 前	
	教育の基礎理論に 関する科目	教育学概論		2		2 前
		教育原理(中等)		2		2 後
		教育心理学(中等)	2			1 後
		教育制度論(中等)	2			2 後
		教育社会学		2		2 前
	教育課程及び 指導法に関する科目	教育課程論(中等)	2			3 前
		中等教科教育法Ⅰ(英語)		4		2 通
		中等教科教育法Ⅱ(英語)		4		3 通
		道徳教育の指導法(中等)	2			3 前
		特別活動の指導法(中等)	2			3 後
	生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	教育方法論(中等)	2			3 後
		生徒・進路指導の理論と方法(中等)	2			2 後
		教育相談の理論と方法(中等)	2			2 前
	教育実習	教育実習事前事後指導	1			4 前
		中学校教育実習Ⅰ		2		4 前
中学校教育実習Ⅱ			2		4 前	
高等学校教育実習			2		4 前	
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2			4 後	
教科に 関する科目	英語学	言語学概論	2		3 前	
		言語コミュニケーション論	2		1 後	
		英語翻訳入門Ⅰ	2		3 前	
		英語翻訳入門Ⅱ	2		3 後	
	英米文学	英米文学講読入門	2		1 前	
		英米文学論	2		2 前	
		英米文学研究	2		2 後	
	英語コミュニケーション	英語A	2		1 前	
		英語B	2		1 後	
		英語コミュニケーションA	2		1・2 前	
		英語コミュニケーションB	2		1・2 後	
		総合英語演習Ⅰ	2		2 前	
		総合英語演習Ⅱ		2		2 後
		現地語学実習		2		1~3 前
		英語中級講読		2		3 後
	異文化理解	エッセイ・ライティング		2		3 前
		異文化コミュニケーション論	2			1 後
		英米文化論	2			2 後
比較言語文化論			2		3 前	
	比較文学論		2		4 前	
教科又は教職 に関する科目	教科又は教職に関する科目	人間文化学科において定める「教科又は教職に関する科目」 「小学校の外国語活動(2単位)」(中一種免・高一種免) 「道徳教育の指導法(中等)(2単位)」(高一種免)				中一種免は8単位以上修得 高一種免は16単位以上修得
		免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて修得した 「教職に関する科目」(2科目4単位分)				
		免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて修得した 「教科に関する科目」(3科目6単位分)				

履修上の注意(中高教諭一種免許状(英語))

- ①免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて修得した「教職に関する科目」と「教科に関する科目」は、「教科又は教職に関する科目」の単位に充当できる。
- ②教育実習の受講資格は、次のとおりとする。ただし、「保育士・教員養成センター」が教育実習受講の可否について判断が必要とした場合は、下の受講資格を満たしている者であっても、面談を実施の上、教育実習の受講を認めないことがある。
 - ア. 教育実習校の内諾書を得ている者。
 - イ. 3年次終了時まで卒業単位で100単位以上を修得している者。
 - ウ. 3年次終了までに「教職概論(中等)」(2単位)、「教育学概論」(2単位)、または「教育原理(中等)」(2単位)、「教育心理学(中等)」(2単位)、「特別活動の指導法(中等)」(2単位)、「生徒・進路指導の理論と方法(中等)」(2単位)、「教育相談の理論と方法(中等)」(2単位)、「中等教科教育法Ⅰ(英語)」(4単位)、「中等教科教育法Ⅱ(英語)」(4単位)の単位を修得している者。